

素案からの主な修正点について

北海道運輸局からの助言により、次のとおり計画案を修正する。

修正後	修正前
<p>P2 令和5年10月の法改正に従い、地域公共交通利便増進実施計画の説明のうち、利便増進事業の内容・区分の表記を変更した。</p> <div data-bbox="210 336 1005 1393" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【1】はじめに</p> <h2>1-1 地域公共交通利便増進実施計画とは</h2> <h3>1-1-1 地域公共交通利便増進事業</h3> <p>「地域公共交通利便増進事業（以下、利便増進事業）」とは、地方公共団体を中心となって、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業のことを示します。そして、この利便増進事業の内容や実施方法・体制等を定め、その推進を図るために策定する計画が「地域公共交通利便増進実施計画」です。これは、地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」と連携・整合をとった計画であり、利便増進事業の着実な実行のための「アクションプラン」という位置づけにあります。</p> <h3>1-1-2 利便増進事業の種類</h3> <p>利便増進事業は以下のとおりです。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>イ. 地域公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更 ② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償運送から道路運送事業への転換 <ol style="list-style-type: none"> i 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換 ii 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換 iii 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客線（定期航路事業）へ転換 ③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更 </div> <p>ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者によって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運賃又は料金の設定 ② 運行回数又は運行時刻の設定 ③ 共通乗車船券の発行 <p>ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善 ② 交通結節施設における乗降場の改善 ③ 乗継ぎに関するわかりやすい情報提供 ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化 ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入 ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置 ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置 </div>	<p>P2</p> <div data-bbox="1229 336 2024 1393" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【1】はじめに</p> <h2>1-1 地域公共交通利便増進実施計画とは</h2> <h3>1-1-1 地域公共交通利便増進事業</h3> <p>「地域公共交通利便増進事業（以下、利便増進事業）」とは、地方公共団体を中心となって、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業のことを示します。そして、この利便増進事業の内容や実施方法・体制等を定め、その推進を図るために策定する計画が「地域公共交通利便増進実施計画」です。これは、地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」を反映し、整合をとった計画であり、利便増進事業の着実な実行のための「アクションプラン」という位置づけにあります。</p> <h3>1-1-2 利便増進事業の種類</h3> <p>利便増進事業は以下のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>イ. 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更</p> <p>事業例) バス路線の幹線と支線の分割、市街地中心部のバス路線の集約化</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>ロ. 他の種類の旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換</p> <p>事業例) 旅客鉄道から路線バスへ転換、路線バス・コミュニティバスから一般タクシーへ転換</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>ハ. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更</p> <p>事業例) 交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入、自家用有償旅客運送の区域拡大</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>ニ. 運賃又は料金の設定</p> <p>事業例) 定額制乗り放題運賃、通し運賃</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>ホ. 運行回数又は運行時刻の設定</p> <p>事業例) 等間隔運行やパターンダイヤ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>ヘ. 共通乗車船券の発行</p> <p>事業例) 電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーバスの発行</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ト. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善 ② 交通結節施設における乗降場の改善 ③ 乗継ぎに関するわかりやすい情報提供 ④ ICカードまたは二次元コードの導入 ⑤ ①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置 </div> </div>

変更

修正後	修正前
<p>P3 計画の作成・認定時期を踏まえて、計画期間の開始時期へ変更した。(合わせて計画表紙に記載の計画期間も変更した)</p> <div data-bbox="190 256 1023 1442" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">【1】はじめに</p> <hr/> <h2>1-2 本計画の目的・区域・期間</h2> <hr/> <h3>1-2-1 本計画の背景と目的</h3> <p>当別町では、平成 18 年より運行してきたコミュニティバス「当別ふれあいバス」をはじめ、JR 札沼線、タクシー・ハイヤーといった公共交通が運行しています。しかし、これらの公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しており、地域のニーズに合ったサービスへの見直しによる利便性向上・持続性確保が求められています。こうした現状に対し、国土交通省は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正を行い、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため「地域公共交通計画」の策定を「努力義務」としています。本町においても令和 5 (2023) 年 3 月に「当別町地域公共交通計画」を策定いたしました。</p> <p>これらの背景を踏まえて「当別町地域公共交通計画」に示される事業のうち、利用者の利便増進に資する取組を具体的に示す【当別町地域公共交通利便増進実施計画（アクションプラン）】を策定します。</p> <h3>1-2-2 本計画の区域</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本計画の対象区域は、【当別町全域】とします。 <h3>1-2-3 本計画の期間</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本計画の対象期間は、【令和 6 (2024) 年 3 月から令和 10 年 (2028) 年 3 月】とします。 </div> <p style="color: red; font-weight: bold;">変更</p> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>	<p>P3</p> <div data-bbox="1211 256 2045 1442" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">【1】はじめに</p> <hr/> <h2>1-2 本計画の目的・区域・期間</h2> <hr/> <h3>1-2-1 本計画の背景と目的</h3> <p>当別町では、平成 18 年より運行してきたコミュニティバス「当別ふれあいバス」をはじめ、JR 札沼線、タクシー・ハイヤーといった公共交通が運行しています。しかし、これらの公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しており、地域のニーズに合ったサービスへの見直しによる利便性向上・持続性確保が求められています。こうした現状に対し、国土交通省は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正を行い、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため「地域公共交通計画」の策定を推奨しています。本町においても令和 5 (2023) 年 3 月に「当別町地域公共交通計画」を策定いたしました。</p> <p>これらの背景を踏まえて「当別町地域公共交通計画」に示される事業のうち、利用者の利便増進に資する取組を具体的に示す【当別町地域公共交通利便増進実施計画（アクションプラン）】を策定します。</p> <h3>1-2-2 本計画の区域</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本計画の対象区域は、【当別町全域】とします。 <h3>1-2-3 本計画の期間</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本計画の対象期間は、【令和 5 (2023) 年 7 月から令和 10 年 (2028) 年 3 月】とします。 </div> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>

P14 利便増進事業を段階的に進めていくため、その旨を記載したページを追加した。

該当ページなし

追加

【3】利便増進事業の内容

*** 利便増進事業の段階的实施について**

本計画では、当別町地域公共交通計画に記載される施策メニューのうち利便増進事業に位置付けられる9つの事業（参照：本計画 p11_2-2-5 当別町地域公共交通計画の施策メニュー／当別町地域公共交通計画 p67～p77_4 章施策メニュー）について、社会情勢や関係者協議の状況を踏まえて着実かつ有用な事業実施を実現するため、**事業実施時期を2つの段階（フェーズ）**に分けて推進します。

そして、段階的な事業実施を計画的に管理するため、本計画 3-1 以降において、各事業が該当するフェーズを明記するとともに、関係者協議が完了し着手段階にある事業を「**利便増進事業**」、関係者協議や内容検討段階にある事業を「**利便増進事業（参考）**」として位置づけて計画に記載します。また、「利便増進事業（参考）」に位置付けた事業においてその協議や内容検討が完了し着手段階に移行する際には、当該事業の位置づけを「利便増進事業」に変更するとともに、本計画の変更並びにバージョン更新を行います。

本計画のバージョン管理	事業推進のフェーズ	各フェーズで実施する利便増進事業等 ※協議状況によってこの内容は変更となる場合があります
ver 1.1～	フェーズ1	・事業 2-3 西当別エリアのバス路線再編 のうち取組①
ver 2.1～	フェーズ2	・事業 2-3 西当別エリアのバス路線再編 のうち取組②③ ・事業 3-2 青山線の一部デマンド化 ・事業 5-2 グーグルマップと連携した情報発信 ・事業 6-2 キャッシュレス決済の導入 ・事業 9-3 お試し乗車券の配布
※適宜更新	関連事業	・事業 4-1 低床車両への順次入れ替え ・事業 4-2 JR 駅へのアクセス性改善 ・事業 4-3 バス待ちスポットの創出 ・事業 6-1 運賃体系の見直し ・事業 2-1 あいの里金沢線のネットワーク・ダイヤの変更

本計画のバージョン管理について

・バージョンは2つの数字で管理します（右図）

・Aはフェーズ番号を示し、Bは軽微な修正があった際に数字を順に更新します



P15 各事業の位置づけの変更に伴い事業一覧を修正し、フェーズ表記を追記した。また計画内の記載項目番号も変更した。

【3】 利便増進事業の内容

3-1 利便増進事業等の概要（一覧）

ここでは、本計画に位置付ける各種事業について、事業名／取組／位置づけ／フェーズの一覧を示します。

変更

事業名	事業番号	取組	位置づけ	種類	フェーズ
3-2-1	西当別エリアのバス路線再編	取組 ①	利便増進事業	イ	1
3-3-1		取組 ②	利便増進事業 (参考)	イ	2
3-3-2		取組 ③	利便増進事業 (参考)	イ	2
3-3-3	青山線の一部デマンド化	取組 ④	利便増進事業 (参考)	イ	2
3-3-4		取組 ⑤	利便増進事業 (参考)	イ	2
3-3-5	グーグルマップと連携した情報発信	取組 ⑥・⑦	利便増進事業 (参考)	ハ	2
3-3-6	キャッシュレス決済の導入	取組 ⑧	利便増進事業 (参考)	ハ	2
3-3-7	お試し乗車券の配布	取組 ⑨	利便増進事業 (参考)	ハ	2
3-4-1	低床車両への順次入れ替え	取組 ⑩	関連事業	—	—
3-4-2	JR 駅へのアクセス性改善	取組 ⑪・⑫	関連事業	—	—
3-4-3	バス待ちスポットの創出	取組 ⑬・⑭	関連事業	—	—
3-4-4	運賃体系の見直し	取組 ⑮・⑯	関連事業	—	—
3-4-5	あいの里金沢線のネットワーク・ダイヤの見直し	取組 ⑰・⑱・⑲	関連事業	—	—

P14

【3】 利便増進事業の内容

3-1 利便増進事業の概要（一覧）

ここでは、本計画に位置付ける利便増進事業及び利便増進事業に関連する事業の概要について示します。

事業名	位置づけ	事業 ID※	事業概要
3-2-1	利便増進事業	事業 1-3	「あいの里金沢線（町内系統）」、「西当別道の駅線」の運行経路及び運行便数等の一体的な見直しを行います。
3-2-2	利便増進事業	事業 2-1	西当別エリアの観光ニーズの高い地域において、「自動運転バス」の実証実験を行い、実装に向けた検証・検討を行います。
3-2-3	利便増進事業	事業 2-2	青山線のノンピーク時間帯（日中）におけるデマンド化の実証運行並びにデマンド運行の本格運行を行います。
3-2-4	利便増進事業	事業 3-1	現行のバス車両から乗降しやすい低床車両への入れ替えを順次進めます。
3-2-5	利便増進事業	事業 3-2	JR 駅へのアクセス性改善
3-2-6	利便増進事業	事業 3-3	1 年を通じて安心・安全・快適なバス利用環境の創出に向けて、バス停近隣の施設内でバスを待てる場所（=バス待ちスポット）として利用開放できるように施設との連携を進めます。
3-2-7	利便増進事業	事業 4-2	グーグルマップと連携した情報発信
3-2-8	利便増進事業	事業 5-1	運賃体系の見直し
3-2-9	利便増進事業	事業 5-2	他の交通モードや町内外の商業施設等との連携強化も見据えたコミュニティバスのキャッシュレス決済の導入を進めます。
3-2-10	利便増進事業	事業 8-3	コミュニティバスのお試し乗車券を無償配布し、バスを利用したライフスタイルを体験してもらうことでバス利用の習慣づけを促進します。
3-3-1	関連事業	事業 1-1	地域間幹線系統である「あいの里金沢線」の運行経路やダイヤの見直しを行います（計画区域外を含むため関連事業に位置付け）。

※事業 ID：当別町地域公共交通計画における事業の番号

P19 「西当別エリアのバス路線再編（取組①）」に収支予測に関するページを追加した。

P—

追加

【3】利便増進事業の内容

(6) 収支予測

西当別エリアのバス路線再編（取組①）に伴う収支予測を以下に示します。

1) 運行経費について

- ・本取組の実施によって対象の系統の総走行距離は **3.69%増加** (242,166km ▶ 251,104km) します。
- ・運行経費は、この総走行距離の増加に基づき、**3.69%増加** (47,156 千円 ▶ 48,896 千円) することとします。
- ・またこの運行経費の増加によって全系統では、**1.026%増加** (68,000 千円 ▶ 69,740 千円) となります。

2) 運賃収入について

- ・本取組では新規宅地（173 区画）へのバス停新設・経路変更となります。
- ・本予測においては、この区画数に平均世帯人員数（1.94 人）を乗じた人数（336 人）を潜在的利用人数と仮定します。
- ・またこのうち実際の利用に結びつく人数の割合を予測することは現状では困難なため、以下の 3 つ利用ケースで収支予測を行うこととします。
- ・**ケース1**：1%（3.36 人）が週 3 回往復利用（313 回）＝純増：1,051 回／年
- ・**ケース2**：3%（10.1 人）が週 3 回往復利用（313 回）＝純増：3,154 回／年
- ・**ケース3**：5%（16.8 人）が週 3 回往復利用（313 回）＝純増：5,256 回／年

3) 収支率について

- ・上記の運行経費及び運賃収入の予測から各ケースにおける収支予測を下表に示します。

ケース	運行経費	利用人数	運賃収入	収支率	収支率変化
現状	68,000 千円	13.6 万	21,261 千円	31.3%	—
ケース1	69,740 千円	13.7 万	21,471 千円	30.8%	▲0.5%
ケース2		13.9 万	21,891 千円	31.4%	+0.1%
ケース3		14.1 万	22,312 千円	32.0%	+0.7%